



公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年、沖縄県条例第77号）第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成しましたので、同条例第7条の規定により、方法書を縦覧に供します。

令和5年12月20日

浦添市土地開発公社
理事長 新垣 剛



1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

○浦添市土地開発公社

代表者 理事長 新垣 剛

所在地 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

○那覇港管理組合

代表者 管理者 玉城 康裕

所在地 沖縄県那覇市通堂町2番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業

(2) 種類 公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業

(3) 規模 埋立面積約32.2ha(浦添市土地開発公社 約22.5ha、那覇港管理組合 約9.7ha)

3 対象事業が実施されるべき区域

沖縄県浦添市西洲3丁目の地先公有水面

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

沖縄県浦添市、那覇市、宜野湾市

5 方法書の公表方法、縦覧場所、期間及び時間

(1) 公表方法

浦添市及び那覇港管理組合ホームページへの掲載、縦覧場所での閲覧

(2) 縦覧場所

○浦添市役所 4階 浦添市土地開発公社

○那覇港管理組合 2階 プロジェクト推進室

○那覇市役所 7階 環境部 環境政策課

○宜野湾市役所 2階 市民経済部 環境対策課

(3) 縦覧期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月26日（金）※土日、祝祭日は除きます。

(4) 縦覧時間

9時00分～17時00分

6 方法書について環境の保全の見地からの意見

条例第 8 条の規定に基づき、方法書の内容について環境保全の立場から意見のある者は、次に定めるところにより事業者に対し書面により意見を提出することができます。

(1) 提出期限：令和 6 年 2 月 9 日(金)まで（必着）

(2) 提出先：持参の場合は 5 の縦覧場所、郵送またはメールの場合は 8 の問合せ先。

(3) その他意見書の提出に必要な事項

○意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2) 意見書の提出の対象である方法書の名称

3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

○意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

7 住民説明会

方法書について、下記のとおり説明会を行います。

令和 6 年 1 月 11 日（木）19 時～20 時半 浦添市役所 9 階講堂

令和 6 年 1 月 12 日（金）14 時～15 時半 浦添市役所 9 階講堂

令和 6 年 1 月 13 日（土）14 時～15 時半 浦添市産業振興センター・結の街 大研修室

8 問合せ先

浦添市土地開発公社 事業係

住 所：〒891-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

電 話：098-876-1234（内線 2712）

メール：totikaihatu@city.urasoe.lg.jp